

「不登校」論に見る公教育批判の論理と課題（一） — 精神科医・渡辺位の教育観の検討を通して —

住 友 剛

はじめに

- 1 渡辺位の問題意識と子ども理解の観点
 - (1) 児童精神医学の「不登校」研究について
 - (2) 渡辺位の問題意識と子ども理解の観点について
- 2 渡辺「不登校」論における公教育批判の論理
 - (1) 渡辺の「一次反応・二次反応」説と3つの〈学校〉理解
 - (2) 渡辺「不登校」論における公教育認識
- 3 渡辺「不登校」論と「養護学校義務化」問題の接点
— 渡辺位にとっての1970年代 —
 - (1) 「社会的治療」論から公教育批判への転換点
 - (2) 「公教育と精神医学」の関係への批判的再検討の時期
- 4 渡辺「不登校」論に見る公教育批判の理論的課題
— 本稿の「まとめ」にかえて —

おわりに

はじめに

「不登校」⁽¹⁾ の子どもたちについて、日頃大人たちはなんとかして彼らを「理解」しようと試みる。だが、大人たちがなぜ彼ら「不登校」の子どもたちのことをくわしく知りたがるのかについては、あまりかえりみられていないと思う。もし仮に彼らが単に“放っておいてほしい”だけならば、「理解」を示そうとする大人も実

は「問題」なのではなかろうか。子どもたちはもしかしたら、大人たちの「理解」しようとする意図こそ問題だと言いたいのもかもしれないからだ。

だから、今日の日本の公教育において「不登校」という問題をどのように認識するのかという問題は、それ自体が極めて考察に値する問題だと筆者は考えている。なぜなら、まず、「不

登校」を教育学の研究者が論じる場合、その問題がこれまで1960年代以降今日まで数多くの児童精神科医などによって議論されてきた経緯を踏まえねばならない。けれども、その踏まえるべき児童精神科医などの議論が、精神科医の置かれているさまざまな立場から多種多様に行なわれ、まさに「百家争鳴」的な状況にあるからだ。

特に、その「不登校」という問題について、単に子ども自身の精神的な問題として理解するのか、家族の育児などのあり方の問題として理解するのか、あるいは今日の公教育の有する矛盾の表現として理解するのかなど、児童精神科医の内部でも見解の相違や意見対立が存在する。それに対して、我々自身が批判的態度をもってその見解に接しなければ、「不登校」という問題を通じて公教育批判の論理と課題をどう構築していけばよいのかが見えてこないのではなからうか。

また、単に見えてこないならまだしも、教育学の研究者である我々が、自分の問題解釈に都合のよい児童精神科医の見解に依拠して新たな教育理論の形成を行う時、「不登校」の子どもたちに対して「善意」のつもりで行なった研究やその成果に基づく実践などが、当の「不登校」の子どもに対して一つの「精神的圧力」を加えるものに転化してしまう危険性も存在するだろう。

本稿で検討する前国立国府台病院児童精神科医長の渡辺位氏（たなべい、1925～、以後文中敬称略、他の人も同じ）は、このような研究する側の問題に最も厳しい態度で「不登校」研究を行なってきた児童精神科医であったと筆者は認識している。また、後述するように「養護学校義務化」問題等をめぐる児童精神医学界内部での議論において、渡辺は公教育の側が精神医学的方法を用いてその問題を「隠蔽」しているのではないかという形で、公教育およびそれ

に関する教育学研究に対しても厳しい批判的態度を持ち続けてきた。

ここで簡潔に「養護学校義務化」問題について筆者なりの整理をしておく。本稿における「養護学校義務化」問題とは、1979年の「障害」児の就学義務制度の完全実施をめぐって、その前の1970年ごろから普通学級（学校）と特殊学級（養護学校など）との別学体制のあり方が問われた問題としておく。具体的な争点としては、「発達保障」論と「共生・共育」論、親の就学義務と学校選択権の関係の問題、教員、医師や心理学者などの「専門性」への批判、「教育権」保障という発想の矛盾、「能力主義」教育政策への批判などである⁽²⁾。

したがって、渡辺位の「不登校」論を、渡辺位自身の置かれていた「社会状況」とその問題意識にそって、「公教育批判」という観点から読み解いていく時に、筆者は、1970年代以降今日までの公教育研究と精神医学の「交差」する部分の問題、公教育における子どもに対する「精神的圧力」の問題や、今後の公教育研究の検討すべき課題などが明らかになるのではないかと考える。

また、第3節で述べるように、渡辺位自身の〈治療〉行為を再考する中から、今日、日本各地で開催されている「不登校」の子どもを持つ親の会や、そういった親の会を母体とした「子どもの居場所」づくりの活動、さらに「フリースクール」などに見られる民間での教育施設づくりの活動などに参加する人々の思想的な源流が生まれてきた側面もある。

だから、渡辺の公教育批判の論理のもつ特色は、これらの運動の中にもおそらく影響しているのでであろうし、渡辺の論理とそれに基づく運動が到達した認識、さらにその営みが見つけ出した新たな矛盾が、今後の公教育研究の課題になるのではなからうか。この2つが、本稿での筆者の問題意識である。

しかし、後述するように、当然のことながら渡辺位は児童精神科医であり、教育学の研究者とは必ずしも同じ方法論を用いて研究しているわけではないので、渡辺「不登校」論を公教育批判という文脈で整理するためには、第1節、第2節などで筆者独自の観点を補って論じることを余儀なくされた。この点は、筆者の問題整理の方法や観点などについて、さまざまな異論や批判が出されるのではないかと考えている。問題点や批判があれば、その見解に対しては開かれた態度で筆者はのぞみたい。その態度を養うことこそ、渡辺位が最も我々に要求していることであると考えらるからだ。

また、本稿だけでは検討しきれなかった問題および本稿で指摘した問題については、必要に応じて稿をあらためて検討したい。標題に(一)とつけているのは、そのためである。

最後に、本稿のような試みで、「不登校」の子どもたちにとっての、公教育論と児童精神医学のより有意義な連携の可能性が展望できれば幸いである。

1 渡辺位の問題意識と子ども理解の観点

(1) 児童精神医学の「不登校」研究について

まず最初に、精神科医がどのように「不登校」の子どもの置かれている状況を理解するのかという、一般的な精神医学の認識方法の問題について概観するとともに、今日までの日本の児童精神医学の「不登校」研究の動向について概説しておきたい。

第一に、精神科医の「病者」理解の方法論について、精神医学者の安永浩の説明を簡単に紹介しておく。

安永は、精神医学の方法論は、精神科医としての「自分」と「病者」である「他者」をつなぐ〈何か〉を理解する問題から出発するという。この問題の理解は、安永の見解を簡潔に要約すると、実際の臨床場面などでは、精神科医であ

る「自分」の有する「直接体験」や、言語表現を通じて記述・定着された体験、つまり文献や各種の資料などから理解した「間接体験」を用いて、「他者」の側に精神科医である「自分」と同じ要素が存在しているかどうかを照合する(これを「体験照合過程」という)ことを通じて行なわれるという⁽³⁾。

すなわち、精神科医が「病者」として眼前にいる者を理解していく方法論には、その精神科医自身が直接・間接に関係なく蓄積した「体験」が大きな影響を与えているのである。本来ならその「間接」体験であるここで精神医学内部での人間理解の諸理論を紹介しなければならないが、本論の狙いからずれるので、ここではくわしくそこに立ち入らないことにする。

しかし、安永の見解に従えば、渡辺位という精神科医がどのような「体験」を蓄積していくのか、およびその「体験」をもとにどのような問題意識で眼前の「不登校」という子どもの存在を理解していくのかという2つの問題が、渡辺位の「不登校」論を読み込む上で重要な問題になってくる。以後、筆者はこの点に留意しつつ渡辺位の「不登校」論を読解していく。

第二に、この安永の見解に従って考えると、精神科医が「病者」と呼ばれる者を理解していくにあたっては、まず「病者」と呼ばれる人間がさまざまな過程をくぐり抜けて、なぜ精神科医の臨床場面に現れる必要があるのかを考えることが重要になってくる。そこには、精神医学的な「病者」理解の方法論を議論する前に、「何をもって精神的な『病者』と社会的に認めるのか」という問題が、精神科医にとって重要な問題として存在していることを意味する。

ミシェル・フーコーは、「ある社会は、その人員が示す精神疾患において、ポジティブに自己を表現する」⁽⁴⁾と述べるが、まさに「不登校」という子どもの行動が問題になってくる背景には、このような子どもたちの行動が「精神

疾患」である必要が社会的に存在しているのではないかと思われる。当然、問題が「病者」理解の方法論に関わるだけに、児童精神科医療の関係者にとっては、「不登校」の子どもの存在が社会的に問題になる背景が、常にこの点からも議論の対象になってくる。後述するように、渡辺位が問題にするのも、この「不登校」の子どもの置かれている社会的背景の問題である。

では、児童精神医学はいつごろから「不登校」の子どもの存在を議論の対象にしてきたのであろうか。以後の議論の前提として、簡単に述べておきたい。

河合洋は、学校に長期間にわたって行かない、あるいは行けない児童については、我が国においても義務教育制度が施行されて以来、戦前から「長期欠席児童」として知られていたと述べている。だが、河合によると、当時の長期欠席の内容は、主として「怠学」（いわゆる不良少年などを中心とするもの）や「貧困」（労働力として期待されたこと）によるものであり、少なくとも、いわゆる「登校拒否」とされるような状態を示す児童の出現は、1950年代後半（昭和30年代）に入ってからということである⁽⁵⁾。この点については、1950年代より児童精神医学の立場から「長期欠席」児の研究を続けてきた高木隆郎も、具体的な自分の臨床経験を語る中で確認している⁽⁶⁾。

この後の研究動向については、渡辺位の研究動向と重なるので詳しくは述べないが、ここで注目しておかねばならないのは、1950年代後半から60年前後という時期の問題である。この時期にはさまざまな出来事があったが、少なくともいわゆる1947年に成立した憲法・教育基本法体制に基づく公教育、特に義務教育が一応の「完成」期に達したことや、戦後の日本社会の混乱がようやく落ち着きを見せ、復興から高度経済成長に経済的にも向かいつつある時期であったことを忘れてはならないだろう。

(2) 渡辺位の問題意識と子ども理解の観点について

ところで、精神科医・渡辺位とは、いかなる方法で「不登校」の子どもの置かれている状況を理解するのであろうか。これまで述べてきたような精神医学の方法論や研究動向との関係から述べていきたいと思う。

最初に要約しておく、渡辺位の「不登校」を理解する際の観点は、大まかに言うと次の3つの点にまとめることができる。まず第一に、子どもを「生き物」として理解する軸の存在、第二に、子どもの個体的要因とその子どもが置かれている環境的な要因の2つの観点からの理解、第三に「専門家」としての自己の判断に対する批判的な観点をもち続けていること、である。つまり、安永浩のいう「体験照合過程」が第一、第二の特色に相当し、第三の点を有していることが、渡辺位の「不登校」の子ども理解の特色である。

ただし、渡辺位自身は当初、「不登校」の子どもの問題だけを研究してきたわけではなく、いわゆる「障害」児の問題についても、同様の方法を用いて研究してきた。

例えば、渡辺位の日本児童青年精神医学会での最初の発表論文は、「結節性硬化症の8例」（1961年）であり、その翌年の学会において、彼は「精神分裂病症状をていした脳器質障害児」と題する発表を行った。この発表抄録によると、渡辺は子どもの精神分裂病診断に対して、次のような見解を述べている。

「本症の詳細はいまだなお不明であり、その診断方法さえ必ずしも万全とはいいい得ないと思われる。したがって、ときには心理的環境に重点を置くあまり生物学的要因を忘れ、またときには、まったくこの逆の立場をとるなどの過誤をおかすこともあると思われる。」⁽⁷⁾

その一方で、渡辺は1984年の第25回日本児童青年精神医学会総会印象記として、「現象除去

的治療でよいのか」という一文を学会誌に寄せている。ここで渡辺は、「家庭内暴力や登校拒否は、家庭、学校における育児、教育にかかわる事項だけに、知識や学歴が重視される時代にあっては、その〈治療〉も現象除去的処遇に陥り易い」と、精神医学的な「不登校」の子どもへの処遇に批判的な見解を述べた後、「こうした現象の発現は、当事者である子どもたちが直面させられている社会状況に対する彼らの、生き物として生きる表現」によるものであり、「彼らの置かれている社会状況にも目を向けて、それら諸現象の解決にかかわる姿勢を持つこと」が重要であると主張している⁽⁸⁾。

このように、渡辺位の子ども理解の観点は、医師として生物学的な要因と心理的環境の両方に目を向けると共に、渡辺自身および同僚である精神科医の判断基準の不十分さにも批判的な観点を有していた。特に、渡辺位は「不登校」の子ども理解については、子どもの個体的な問題よりも、むしろ社会的な背景、心理的環境の問題を重視していたといえる。

渡辺は端的に、このような自分自身の精神科医としての役割や理解の観点を、子どもの「生き物」としての部分にスポットライトを当てる「照明係」のようなものといい、その「生き物」としての子どもの表現を大人社会に分かりやすい言葉に変換していく「子どものメディア」と述べている⁽⁹⁾。もちろん、1960年代の「障害児研究の例に見られるように、渡辺位はその「メディア」としての自分自身の判断の限界や不十分さに対しても厳しい態度を有している。

渡辺位は、子どもたちの側に精神科医としてできるだけ接近できる立場に立とうと自己批判的な「格闘」をする中で、渡辺独自の「不登校」論を形成してきたのではなかろうか。この問題は、第3節で詳しく検討したいと思う。

2 渡辺「不登校」論における公教育批判の論理

(1) 渡辺の「一次反応・二次反応」説と3つの〈学校〉理解

では、第1節で述べたような問題意識にたつて、渡辺位は「不登校」の子どもの置かれている社会状況をどのように理解し、批判したのであろうか。渡辺の「不登校」の子どもの状態像理解に即して検討していきたい。

最初に要点を述べておくと、渡辺の「不登校」の子どもの状態像理解は簡潔に「一次反応・二次反応」説ということができるが、この説には、渡辺に見えてきた3つの〈学校〉理解が対応していると考えられる。その3つの〈学校〉理解とは、次のようなことである。

まず第一に、子どもにとってのさまざまな問題状況が発現する場所としての〈学校〉である。第二に、その〈学校〉に行かないことによって二次的に起こってくる不安や自己否定感、神経症的な諸症状を通じて現れてくる、「行きたくないけど行かねばならない」と子どもたちを追いつめる存在としての〈学校〉である。そして第三に、そのような子どもにとっての問題状況に対する回避としての「不登校」状態に対して、親や教員、その他周囲の大人、同級生などに登校を督促される時に現れる〈学校〉である。

では、以後、具体的に渡辺「不登校」論の記述に即して確認しておこう。

最初に渡辺は、「何をもって“特殊な治療”とすべきかは、その登校拒否観によって、また異なる」⁽¹⁰⁾といい、臨床場面で接する登校拒否の多くは精神症的であるが、このような状態はむしろ子どもが「不登校状態に陥った結果生じた状態」と理解する。渡辺「不登校」論はこの認識をもとに成立しているが、この認識がどのように形成されたのかについては、第3節で述べることにしたい。

また、この認識を異にする者にとっては、以

後の「不登校」論の検討には異論が出てくる。本来ならばここで「不登校」観あるいは「登校拒否」観の類型⁽¹¹⁾などにも触れておかねばならないが、本論の主旨からその議論は外れるので、本稿ではこの渡辺の認識を前提とした上でさらに検討を進めることにする。

さて、この渡辺説を前提にすると、一次反応としての「不登校」状態と、二次反応として生じる著しい強迫症状、不安、抑うつ状態や、頭痛・腹痛などの心気症状、激しい反抗的行動などの2つの反応に介入してくる「学校」の存在が、渡辺位の「不登校」論から明らかになってくる。

まず、この説において渡辺は、直面する学校状況における不安から、子どもが最初に「不登校」状態に陥ると説明する。この「学校状況」というものを渡辺がどのように考えていたのかが彼の公教育批判の中心であり、その内容は後述するが、とにかく第一に、「不登校」状態に陥るような強い不安を子どもに感じさせる存在としての〈学校〉を、渡辺は意識していたことは間違いない。

そして、その「不登校」状態に陥ったことに引き続いて、「義務教育だから学校に行かないのは悪いことだ」という罪障感、「みんなが通っている学校に行けないことは恥ずかしい」という劣等感、学業遅滞や学力低下への焦りといった、「不登校」に対する自嘲的・自己否定的評価によって、子ども自身が自分に精神的な圧力を加える。

さらにその「不登校」状態に陥った子どもに対して、「学校に行かないものは就職も結婚もできない」とか「義務だから登校しなくてはいけない」など、教員や親、兄弟その他の家族、友人などが登校を督促したり、「不登校」状態にある子どもを叱責したりすることで、さらに精神的な圧力を加える、と渡辺は説明する。

その結果、もともと持っていた「学校状況」

に対する不安、行けない自分に対する自嘲的・自己否定的評価の上に、周囲の人間からの精神的圧力によって、子どもたちが葛藤状態に陥り、さまざまな神経症的な諸症状を発現するようになるというのが、渡辺位の「一次反応・二次反応」説の概要である⁽¹²⁾。

ここで明らかなように、渡辺の「不登校」の子ども理解は、最初の「学校状況」への「不登校」という形での回避（一次反応）の後生じる、その子ども自身の「学校に行かねばならないが、それでも行けない」神経症的な状態像に対して、「義務教育であること」や「進学・就職」の問題などで登校督促的な行為を行なう教員、親やその他の家族などの「社会状況」による精神的圧力（二次反応）の存在を強く意識している。

また、学校に行けなくて自分自身に精神的圧力を加える子ども自身の側に立てば、「一次反応」を引き起こした「学校状況」も、「二次反応」を引き起こす教員や親などの対応も、共に子どもを取り巻く「社会状況」による精神的圧力であることには違いがない。

したがって、渡辺位が第1節で述べたような「子どものメディア」としての立場に立ってこの「社会状況」を批判する時には、第2の「不登校」の子ども自身の「学校」へ行けないことに伴う自己否定感などへの分析はひとまず脇において、第1の今、まさに行けない状態にある「学校状況」への批判と、第3の教員や親、その他の家族や友人などによる登校督促などという事態への批判に重点がおかれることになる。渡辺自身も、具体的な「不登校」の子どもとの関わりの中で子どもの側に立って理解することを、「学校に対して“なんだ”と思っているから、そこで子どもにぴったりあうんですね」⁽¹³⁾と述べている。

これが、渡辺位の「学校」批判の論理である。そこには、子ども自身の「学校」に対するこだわりに対する判断をひとまず保留した上で、現

在の「学校」において起こっているさまざまな子どもの問題への批判と、その「学校」に子どもを強制的に通わせている家族・教員のあり方などをも含めた、「学校」をめぐるさまざまな社会的諸関係への批判という、2つの側面を見なければならない。

この渡辺位の状態像理解の整理を、筆者なりにもう少し教育学的な具体的な言葉で言い換えると、前者（第1の〈学校〉）の問題は、現実の「学校状況」そのもの、すなわち「現象としての公教育」に対する批判といえる。また、後者（第3の〈学校〉）の問題は、その目前で起こっている子どもにとっての問題現象があるにも関わらず、登校しなければならないという圧力を加える「就学義務の強制性」などの、「公教育の本質的側面」への批判と表現できる⁽¹⁴⁾。以後の文中では、このように渡辺の見解を認識しつつ整理を行なっていくことにする。

（2）渡辺「不登校」論における公教育認識

では、（1）で述べた「現象としての公教育」に対する批判と「公教育の本質的側面」への批判という観点から、渡辺「不登校」論における公教育批判を読み解くと、どういう事実が明らかになるのであろうか。

最初に簡潔に要約して述べておくと、渡辺位の理論の中では「現象としての公教育」、とりわけ「能力主義」教育や「いじめ」問題などへの批判的な言説が中心的に現れているが、実際には「登校刺激を与えない」対応を親や教員に求めるなど、「就学義務の強制性」といった「公教育の本質的側面」への批判を念頭に置いていることが明らかである。

渡辺位は、「現象としての公教育」にさまざまな子どもの問題現象が起こっているのに、そこに登校を強制する「公教育の本質」とは何かという問いを、公教育批判に関する議論の中心に据えているのではなかろうか。以後、この問

題について明らかにしていきたい。

ここでは、渡辺の公教育批判を知る手がかりになる文献は数多いが、その中から数例をあげて、「現象としての公教育」と「公教育の本質的側面」の両方への批判がどのように展開しているかを具体的に述べておこう。

まず、「公教育の本質的側面」への渡辺位の理解から述べる。

渡辺は「学校というのは、ある意味で国家の管理機構です」と率直に表現する。特に、後述する「現象としての公教育」の問題にも関係するが、1960年代の安保闘争以降の学園紛争が広がり、高校生にまで低年齢化する中で、「教育そのものが子どもの成長・発達を助けることから管理機構へとかわっていった」と認識している⁽¹⁵⁾。

また、最近では「公教育として制度化されている学校教育は、国家にとって政策実現のための国民教化には欠かせない手段である」⁽¹⁶⁾とも、渡辺は認識している。

その上に立っての本質理解であるが、渡辺は最近の同じ文献において、「社会効用論と社会防衛論が公教育としての学校教育の基本理念」とも述べている。ここで渡辺が言う「社会効用論」とは、「子どもを社会の人的資源として役立つよう育成すること」であり、「社会防衛論」とは、「（子どもを）できるだけその社会の秩序を乱す危険のない者に仕立てあげること」という意味である。

この「社会効用」と「社会防衛」のための「国家の管理機構」というのが、渡辺の「公教育の本質的側面」としての理解であると考えられる。このような公教育が成立するその背景には、子どもは早くから学校ないし学校的な場になじませて、教化ときには矯正しなければならないものであるという教育観が成立している、とも渡辺は認識している⁽¹⁷⁾。

一方、「現象としての公教育」について渡辺

位はどのように理解しているか。

例えば以上のような「本質的側面」に立って、渡辺位は1960年代以降の高度経済成長政策に伴う「人づくり」政策を問題にする。

具体的には、「政策にそった人づくりのために教科内容は高度化し、複雑化し、増量していく」が、その中で授業の能率を上げるために、「一定期間内にたくさんの教育内容をつめこもうとした」と、「不登校」の子どもが直面する「学校状況」について言及している。その上で、「授業能率が低下する」のでついていけない子どもが普通学級から排除され、特殊学級が増設されていったと渡辺は状況認識している⁽¹⁸⁾。

このようないわゆる能力差のある者を排除することで、学校は均質化などを強化した結果、多様な子どものそれぞれの特性に流動的に対応することができないようになる。そして学校は、「単に知識と卒業証書を授与するだけの場」となり、「子どもを育てる機能は喪失しつつある」と、渡辺位は公教育そのもの「荒廃」という現状を理解していた⁽¹⁹⁾。

「いじめ」問題についても同様に論理で、「教科指導にしろ生活指導にしろ十把ひとからげの集団にして一律に扱おうとした学校教育の現状がもたらした」と渡辺は批判し、少しでも異質の存在と見なされる仲間の排除を、「厳しい管理の下での画一的教育」のためであると説明した⁽²⁰⁾。

このように、「現象としての公教育」の問題を、渡辺位は、高度経済成長政策の下での「人づくり政策」がもたらした「教育荒廃」の問題、すなわち「公教育の本質的側面」と理解している「社会効用論」的な公教育のもたらした、子どもの人間的な成長・発達の危機と認識しているのである。

そして、渡辺位は学校側を批判する形で、「子どもは学校へ通うのが義務で、そして、通わせるのが親の義務」であると考える社会的風潮の

中、「学校がどのような状態であろうとも子どもを通わせなくてはならない」義務教育とは何か、と問題提起的に「義務教育」のあり方について発言している⁽²¹⁾。

また、渡辺位の目から見て、学校という場が、「子どもが持つ個々の価値を尊重し、その可能性の成長・発達を援助するところにあるべき教育本来の姿が歪曲」されているにもかかわらず、その子どもの両親が「学校教育の現況を検討もせず無批判・無定見に、子どもの教育を（中略）学校的集団にまかせておきさえすればすべて解決する」かのように、公教育に対する「依存と過信」を持っている両親・家族の側も批判している⁽²²⁾。

すなわち、「現象としての公教育」の荒廃した現状に対して、どのような現状であれ「行かねばならない」という「依存と過信」の念を両親・家族に抱かせ、就学を強制する制度としての義務教育を、両親の学校に対する態度を批判する形で渡辺位は問題にしているのである。

ここで公教育と家族の問題に言及する。渡辺位は決して親や家族の立場を擁護するために公教育批判をしているのではないと筆者は考える。むしろ、これまで述べてきたような「現象としての公教育」と、「公教育の本質的側面」へと認識を深めることができず、表面的な子どもの登校・不登校を問題にする親や家族のあり方に対しては批判的な態度を示すことは、これまでの議論からも予想できる。

また、渡辺自身は、このような公教育批判を受けての子どもへの対応として、かつて「登校拒否の三原則」として、「『登校せよ』とはいわない」「学校へのこだわりを捨てること」「『不登校』をプラス評価して尊重すること」ということを親向けに語ってきた⁽²³⁾。だが、「三原則を守りさえすれば、また学校に行くようになるかと思っている大人がいる」⁽²⁴⁾として、最終的に渡辺位自身はその三原則すら語るのを止

めたのである。

その事実から筆者なりに判断すれば、渡辺の本意は、子ども自身の自己否定感などの苦悩に目を向けることなく、表面的な子どもの登校・不登校を問題にし、すぐに育児のHow toを実行すれば再登校するような希望を持つ両親、家族のあり方に対しても、そのようなあり方を生み出す公教育への批判として語られているのではないかと考えられる。

ただ、このような渡辺位の公教育への批判的認識の深さを、筆者は高く評価するものであるが、教育学の研究者として、はたして渡辺の批判のとおりの実態として公教育が存在してきたかどうか、渡辺の批判にできるだけ添いつつ、さまざまなレベルでの実態解明を行なっていく必要があると考えている。

3 渡辺「不登校」論と「養護学校義務化」問題との接点

— 渡辺位にとっての1970年代 —

(1) 「社会的治療」論から公教育批判への転換点

第2節では渡辺位の「不登校」論における公教育批判の論理を概観したが、第3節では、このような渡辺位の公教育批判の論理が、具体的にどのような形で、第1節の(1)で述べたような渡辺自身の「直接・間接体験」に基づいているのかを考察しておきたい。

その際、忘れてはならない重要な事実として、「不登校」に関する数多くの論文や著作を発表し始める1970年代、渡辺は一方で「養護学校義務化」問題にも深い関心を持ち、「不登校」問題と「養護学校義務化」問題を関係づけて論じようとしていたことである。これは、渡辺位が当初「障害」児の問題についても精神医学的な研究を行っていたという、第1節の(2)で述べた事実にも関係している。

例えば、渡辺位は具体的な公教育批判の中で、

次のように述べる。

「(養護学校の校医などをしている中で — 引用者註) 学校がどれだけ本気で子どもの教育にたずさわっているか、ということが見えてきたんです。(中略) そういうことをしているから登校拒否が増えるんじゃないですかね。

たとえば、障害児といわれる子どもが学校に入る年齢になって、その子どもにいちばん適した教育を考えて学校にいれようとしても、学校側は自分たちの事情や都合を第一にして、その子が入ってくることを阻止するわけですね。極端な場合は、担任の先生が扱えない子どもはみんな障害児だ、ということにされて、クラスから締め出されてしまう。(中略) (ある「登校拒否」の子どもの場合は — 引用者註) 母親が担任から『あなたのお子さんは学校への適応性がありません。集団生活ができないのだから、養護学校へ行ったらどうですか』といわれたというんです。」⁽²⁵⁾

また、先に第2節で述べたように、高度経済成長政策の中での「人づくり」政策によって、普通学級の教育効率を上げるために特殊学級が増設されたと、渡辺位は「現象としての公教育」を認識していた。

このように、渡辺「不登校」論が公教育批判へ方向転換するきっかけには、渡辺位自身の公教育をめぐる何らかの「体験」が蓄積されたことがその背景にあるのではないかと考えられるのである。

そこで、以後、実際に渡辺が書いた文献をたどりながら、1970年代の「養護学校義務化」問題と渡辺位の「不登校」論の関係を明らかにしたい。

まず最初に、日本児童精神医学会での渡辺の発表抄録やその他の精神医学関係の雑誌などでの論文を見ると、1970年以前の渡辺の「不登校」論は、「学校」批判よりはむしろ、学校教育と児童精神医学の連携のもとにおける子どもの

〈治療〉を模索していることが明らかである。

例えば、当時の児童精神医学と学校教育の連携という動向に添った試みの一つとして、渡辺の勤務していた国立国府台病院には、1965年から病院内に「登校拒否」児を対象とした「情緒障害」児の特殊学級（小・中学部）が設置されている。渡辺はこの特殊学級における子どもの〈治療〉について、第7回の日本児童精神医学会で次のように発表している。

「学齢期の患者においては、その社会的未経験、人格的未熟などの点を考慮すると、当然その社会的治療として教育的内容も取り入れるべきであろう」

「長期の登校拒否の結果学力が低下し学習意欲が低下しそれがまた原因となって登校できないという悪循環は考えられる。そのため院内学級の設置が望まれたわけであり、院内学級に通わせ、次のstageで院内学級の本校に通わせるというやり方をしている。」⁽²⁶⁾

ここに見られるとおり、渡辺は、当初は院内学級ではあるが特殊学級を一つの「学校復帰」のためのステップと考えており、その行為を「社会的治療」と考えている。このような観点や〈治療〉的行為は、渡辺の有する先の子どもの精神的な問題状況を個体的な要因と環境的要因からとらえ、その両方を改善していくことを〈治療〉とする観点とは一見矛盾しない。

一方、1970年以降に渡辺位自身の「不登校」問題への対応はどう変化したか。

渡辺はこの時期から、自己の〈治療〉と称する行為の内実を再考し始め、「子どもが危機に瀕しているからといって医療を行なうものが抱え込むのではなく、ほんらい子どもが位置づけられていて当然の場の中に位置づける」ことを目指すようになった。

その上で、渡辺位は親のもと、家族のもと、社会の中で安定が得られることが望ましいと考え、1973年より、当時勤務していた国立国府台

病院に「希望会」という「不登校」の子どもを持つ親の会を作り始めた。この親の会に参加していた親の中に、現在「東京シュール」を開設している奥地圭子などがいたことは周知のとおりである⁽²⁷⁾。現在、日本各地で開催されている「不登校」の子を持つ親の会や「子どもの居場所」づくりの諸活動の一つの起源がここにある。

また、1973～74年に国立国府台病院において扱った「不登校」の子ども271名中連絡の取れた169名について、1978年に4～5年後の「予後」調査を渡辺は行なった。この時、調査した者のうち82.9%の者が何らかの形での通学、就職や結婚、在宅のままでできる活動などのそれなりの「社会生活」を営んでいることが判明し、渡辺はさらに子どもの直面する学校状況と「不登校」という現象との関係に問題意識を深めていったのである⁽²⁸⁾。

さらに、渡辺位自身も、この1970年代の「希望会」結成前の自己の〈治療〉行為については著作の中で反省的に言及しており、同僚である他の精神科医の〈治療〉行為についてもこの時期以降批判的な態度を持っている。

例えば、渡辺は1991年に出版した著作において、入院治療などの過去の自己の行ってきた〈治療〉的取り組みを「せっかく子どもが社会に向かって自分が自分自身として存在することが危機にさらされているという、SOSともいえるメッセージを発しているのに、それをそういう形でつぶしてしまっていた」と、彼の「退職記念の集い」での講演記録としてまとめた文章において自己批判している⁽²⁹⁾。

また、第1節で見たとおり、同僚の児童精神科医の〈治療〉行為に対しても「学会印象記」のなかで「現象除去の治療でよいのか」と批判的な見解を述べる一方、市民運動の講義の動きと連動して、1989年には稲村博（当時、筑波大助教授）の「不登校」論の中に子どもの人権を

侵害するような記述があると、日本児童青年精神医学会の「子どもの人権に関する委員会」に調査を依頼している⁽³⁰⁾。

以上のように、渡辺の「不登校」論の論調が「社会的治療」から公教育批判だけでなく、さらには精神科医としての「不登校」の子どもへの「治療」行為そのものへの批判へと大きく方向転換している時期として、1970年代ということが大きな意味を有していると考えられる。

(2) 「公教育と精神医学」の関係への批判的再検討の時期

では次に、渡辺位にとって1970年代とはいかなる時代状況であったのか。渡辺が子どもを理解する時に用いるのと同じ手法で、渡辺位の置かれていた1970年代の「社会的環境」を文献から読み取り、簡単に整理しておこう。

まず、1969年11月21日、22日に開催された第10回日本児童精神医学会総会において、「学会改革委員会」が設けられ、この改革委員会の32人の委員の中に渡辺位が入っていた。この時、同じ委員の中に、河合洋、川端利彦、小沢勲ら、1980年代に入ってマスコミなどで「不登校」論を展開することになる当時の中堅・若手の児童精神科医などが含まれていた。この「学会改革委員会」で討論された主要なテーマは、「医局講座制と学会」「学問としての児童精神医学」など、当時の学園紛争期の医学部問題での争点を取り上げられていたが、その中に含めて「児童精神科医療、教育、福祉の崩壊の危機」というテーマも含まれていた。

第3点目の問題は、「学会改革委員会」の中で、「現場では自分が今までしてきたことを総体的にとらえなおし、『自分達は何をしてきたのか。一生懸命やってきたことが果たして真に子ども達のためになっていたのか。』などという問が発せられている」と受け止められ、〈専門性〉として語られてきたことを再点検し

ようとする方向性を導き出した⁽³¹⁾。

一方、この当時の「学会改革委員会」では、1970年中教審答申や「障害」児の就学権保障のあり方をめぐって、「教育権」という概念に対しても学会独自の研究を進めていた。そこでの議論においては、「教育権」とは「個人が自らを労働力商品として形成していくことを保障させるための表現」であるといい、その概念自体が資本主義社会の矛盾に満ちた構造を反映していると結論づけていた⁽³²⁾。

この「教育権」概念に児童精神医学の側から問題を投げかけた背景には、当時の大学紛争をめぐる問題だけでなく、「養護学校義務化」をめぐる次のような問題の存在もあった。それは、1970年中教審答申によって実施されることになった「障害」児の就学義務制度に関して、児童精神科医が心身障害児の「就学判定委員会」等に提出する診断書が、一人一人の「障害」児の「教育権」保障のあり方だけでなく、人間としての成長や「発達」の場を奪うことへとつながらないかという、児童精神科医の〈専門性〉への自己批判の問題である。

このような児童精神医学の「不登校」の子どもへの対応の内実を問い直そうとする状況の中、渡辺は『小学校教育と精神医学』（『臨床精神医学』、1974年）という論文を書く。渡辺位がこの「養護学校義務化」問題に対してどのような認識を有し、公教育に対してどのような批判的意識を有するに至ったかが、この論文から明らかである。

内容を要約すると、次のようになる。

渡辺位は、この当時の小学校教育への精神医学の協力が求められている状況を、学齢児期の「障害」児の有する特殊な状態・状況を精神医学の協力により把握・理解し、その教育を円滑に進めようとするものと理解する。その動向が強まった背景には「教育権獲得運動」による就学年齢児の全員入学という事態があり、学校側

としても重度の心身障害児や「情緒障害」児の教育を真剣に考慮せざるを得ないことがあると述べる。

しかし渡辺は、「精神発達障害」児の教育に関する就学義務の猶予・免除規定や、IQの測定による特殊学級への「選別」入級が、実際には現行教育秩序から「はみでる者の排除」へと結びついていると述べた後、「精神発達障害児の教育に関しては、精神科医の意見を大幅に取り入れ、ある面で医師に責任を負わせている」といい、「果して、このような形で学校教育に精神医学が関与することが障害児に対して妥当といえるのか」と、学校教育への精神医学の協力体制を批判した。

そして、「不登校」の子どもなどの文部省のいう「情緒障害」児の教育に対して、教師が「普通学級」で緘黙を続ける子どもを「わがままな子」と指摘した後、特殊学級への入級を子どもにすすめたため、「不登校」に陥った事例などを紹介しつつ、次のように批判している。

「現在の学校教育が必ずしも児童・生徒の発達を十分に保障し得る教育とはなりきれていないことは一般に多く言われていながらも、その場面を拒否する（意識的でなくとも）児童・生徒に対して問題性を包含する教育的背景を無視し、現象としての行動にのみ焦点を当て、問題化し、精神医学にその解決を求めている。これはある意味では教育側が医療の協力によって一人の問題児を作り上げることで教育側の問題点を隠蔽し、責任を転嫁しているともいえるのではなからうか。」⁽³⁹⁾

この論文に見られる渡辺の問題意識は、先に第2節で検討した「不登校」論における渡辺位の公教育批判の論理の一つの思想的源流になっているのではなからうか。渡辺位自身の「不登校」の子どもを置かれている状況を理解する観点が、「養護学校義務化」問題や児童精神医学会の改革を通して深められた公教育の現状やそ

の本質的側面への批判的意識によって、この1970年代の間に、「大人社会への子どもの抗議」という形に方向転換されたのであろう。

特に、いわゆる「能力主義」教育というものを渡辺なりにどう認識するのかという問題については、精神科医という立場で子どもの就学義務の履行のあり方を左右するという問題に、「児童精神医学が公教育の問題を隠蔽する」危険性への批判という形で、1970年代に渡辺なりに格闘した結果が反映しているのではなからうか。

4 渡辺「不登校」論に見る公教育批判の理論的課題

— 本稿の「まとめ」にかえて —

以上、第1節で精神医学の「病者」理解の方法論や、渡辺位自身の問題意識と子ども理解の方法などを簡潔に整理した後、第2節で渡辺「不登校」論における公教育批判の論理、第3節で渡辺「不登校」論と「養護学校義務化」問題との接点を、主に1970年代の日本児童精神医学会の学会改革との関連において論じてきた。

その上で、公教育批判の論理の問題を考える手がかりとして、「不登校」問題を考える上での今後の課題を、筆者なりに以下の五つにまとめて整理しておきたい。これ以外にも、各自が渡辺位の「不登校」論および本稿を読んでいただいた上で、新たな公教育批判の倫理の問題を見つけていただけたら幸いである。また、以下の5点についても、筆者の整理に不十分な点や至らない点があればご批判いただきたい。

まず第一、率直にいうが「不登校」問題を教育学研究の側から論じる場合の我々の〈専門性〉とはいかなるものか、という問題がある。

例えば、渡辺位の例に明らかなように、児童精神科医の説く「不登校」論には、その児童精神科医自身が有する「公教育」観、「社会」観の問題が大きく関与している。1970年代の学会

改革の中で問われた児童精神医学の〈専門性〉批判をどう受け止め、どう対応したのかによって、「不登校」を論じる観点が渡辺の場合のように大きく変化している以上、児童精神科医の説く「不登校」論を読む際には、読む側の我々教育学研究者の側の〈専門性〉もまた問われてくることになるのではなかろうか。

同じように、渡辺位などの説く「不登校」論を読む側の問題は、例えば第2節の(2)で述べたように、親や家族の側にも当てはまる。それだけでなく、親たちが集まって活動している「親の会」などの市民運動や、ある特定の児童精神科医の「不登校」論に依拠して活動している教育運動の有する「公教育」観、「社会」観にも、渡辺は「大人社会への子どもの抗議」として批判の矛先を向けているのではなかろうか。

渡辺の批判は、「大人社会」を構成する我々教育学の研究者や、各種の教育運動や教育実践などの持っていた「公教育」観にも向けられているのではないかと、筆者は考えるのである。

第二は、第2節(2)および第3節で述べたように、渡辺位は「教育側の問題隠蔽」と指摘したが、1970年代に「情緒障害」教育に関係する諸学校あるいは院内学級などの「特殊」学級で「不登校」の子どもを受け入れるに至った教育側の事情とは、いったいいかなるものであったのだろうか、という問題が存在する。

渡辺の言うように、実際に「普通」学級で手のかかる子どもを「特殊」学級で取扱うことを必要とした内部事情などが、当時の教育界にあったのだろうか。また、そこにおける学級形態や教育実践の内容、教員配置はどのようなものであったのだろうか。今日、その実態解明があらためて必要でないか。

特に今日、各教育委員会などで「適応指導教室」という形態で通級指導を行ったり、学校内にカウンセラー等を配置する方向で「不登校」の子どもへの対応を行なおうとしているが、そ

の新たな公教育における対応は、1970年代の「情緒障害」教育における取り組みとどのような違いがあるのだろうか。

さらに、学校外にさまざまな形態で今日「不登校」の子どもへの対応を行なう民間施設が存在し、子どもたちのそこへの通学は公立の小・中学校の場合「出席扱い」できるように教育委員会としても配慮するよう文部省から「通知」⁽³⁴⁾されている。だが、その民間施設での対応も、1970年代の「情緒障害」教育における実践や理論とどう異なっているのだろうか。

仮にこれらの問題点について、1970年代以降の「情緒障害」教育における実践や理論と、今日の「適応指導教室」や民間施設での取り組みの内実が、それほど大きな違いを有していない場合は、1970年代の「情緒障害」教育に対する批判的な論点が、今日の対応や民間施設にも当てはまるであろう。

第三に、渡辺位ら1970年代の日本児童精神医学会の改革派は、「情緒障害児」教育の問題や「障害」児の就学権保障の問題に関係して、「障害」児の「別学」体制を支える「能力」主義的な公教育の多様化政策を批判したが、今日「適応指導教室」や民間施設まで含めた形での「不登校」の子どもの教育機会の多様化を、彼らは今日どういう論理で批判するのだろうか。

つまり、1970年代の教育運動の論理の今日的有効性をどう考えるか、という問題である。

例えば、第二で述べたような「不登校」の子どもの教育機会の多様化も、「資本主義社会における労働力商品形成の自由」の機会の多様化として、1970年代の児童精神医学会の改革派から出された認識でとらえることもできるだろう。だが、今日展開されている学校外の民間施設の中には、渡辺位らの著作に感銘を受けてそれらの施設に集まり、その「労働力商品形成」という発想を越えようとする教育を求めてる人々も集まっている。これをどう認識するか、である。

一方、日本児童精神医学会だけでなく、日本臨床心理学会などでも、「戦後特殊教育」のあり方をめぐって、70年代に活発な議論が行なわれていたが、なぜ学会の枠を超えて同じ議論が起こったのかなど、今日的時点から再度改めてとらえなおしてみる必要があるのではなかろうか。研究分野を越えて協力して「不登校」という問題を認識していくために、このような70年代の教育のあり方をめぐる議論の相関関係の解明は必要な作業なのではなかろうか。

第四、「不登校」の子どもと親・教員との葛藤状況を、渡辺位は「一次反応・二次反応」説で説明しているが、この説明に現れている子どもと親・教員との「学校に通う」ことへのこだわりの問題を、我々教育学の研究者が教育学独自の立場からどう認識するのかという問題がある。

例えば、「教育権」論的な観点から問題をとらえた場合、「不登校」という状態そのものを子どもの学習権行使の一つのあり方であると仮定すると、渡辺位のいう「二次反応」の状態は、親の教育権・教員の教育権と子どもの学習権との葛藤状況として認識することもできるはずである。

この場合、子どもの学習権と親・教員の教育権とは矛盾、時には対立局面にあるわけであり、この矛盾や対立はどのようにして現行の憲法・教育基本法体制内で解消されるのであろうか。また、その解消の方法は、子どもが通いたくなるような学校づくりという観点からの教育形態の多様化であろうか、それとも「不登校」を「子どもの情緒障害」として、段階的に本人や親への再登校の指導を行なったりするのだろうか。

さらに、それでも子どもの学習権の行使が本人自身の個人的意思に任されている場合、どのような形態の学校を用意しても、再登校への指導を行なっても、子どもがそのような学習形態

を拒否する場合は充分考えられる。その場合は、子どもの個人的な意思を尊重するのであろうか。それとも親の就学義務や教員の教育権の方が優先されるのであろうか。

このように、筆者は「不登校」の子どもの学習権保障や就学義務制の問題を問う中で、戦後公教育体制だけでなく、近代公教育そのものに対する我々の認識のあり方もまた問われるのではないかと考えるのである。

第五、上記の問題に関連して、教育権保障という論点だけでなく、子ども自身にとって公教育という場がどのような場であるのか、という問題が存在する。

例えば、渡辺位は画一的な教育や能力主義的な教育のあり方を「不登校」論において批判してきたが、そのような子どもにとってさまざまな危機的場面が待ち受けている公教育、特に小・中学校という場に、なぜ大多数の子どもは毎日通い続けているのであろうか。そこには、単なる「画一的」教育批判、「能力主義」教育批判などの大人の側の公教育批判の論理とは別の形で、子どもにとっての公教育の持っている何らかの意味付けがあるのかもしれない。つまり、「子ども」に対する我々の認識も問われているのである。

以上、本稿を締めくくるにあたって筆者なりの今後の課題を整理したが、先に述べたように、「不登校」問題に関する公教育批判の論理の問題については、まだまだ検討すべき課題が山積している。筆者も今後引き続き検討していく予定であるが、精神医学や心理学、社会福祉の関係者などとも互いに意見交換を深め、公教育批判の論理を構築していきたいと考えている。

おわりに

本稿は渡辺位の「不登校」論を、「公教育批判」という観点から、あくまでも筆者が整理しなおしたものである。本稿には、渡辺位自身の

本意とは異なったり、明らかな筆者自身の「誤読」もあるだろう。だが、できるだけ本人にも今後確認をとり、その部分を修正しつつ、さらに児童精神医学からの「公教育批判」を受け止める我々の側の「素地」を作っていきたい。このような機会を与えてくれた渡辺位という一人の児童精神科医に、筆者は深い感謝の念を抱いている。

註

- (1) 本稿における「不登校」とは、「学校恐怖症、登校拒否などといわれる状態のように、学籍にある者が該当学校に登校しないまたは登校できない状態の表現」（渡辺位「シリーズ精神医学用語解説52 不登校」『臨床精神医学』1990年、P. 1910）としておく。
- (2) 以上の要約については、日本臨床心理学会編『戦後特殊教育 その構造と論理の批判』（社会評論社、1980年）の第1部第1章「養護学校義務制度化をめぐる基本問題」を参照した。なお、本稿第3節（2）で述べた1970年代の「養護学校義務化」問題をめぐる議論は、日本児童精神医学会だけでなく、日本臨床心理学会でも当時さまざまな形で行なわれた。
- (3) 以上、安永浩『精神医学の方法論』（金剛出版、1986年）の「I 精神医学の方法論」を参照した。
- (4) ミシェル・フーコー（神谷美恵子訳）『精神疾患と心理学』、みすず書房、1970年、P. 111。
- (5) 河合洋『学校に背を向ける子ども』（NHKブックス、1986年）、P. 70。
- (6) 1994年7月26日付け朝日新聞夕刊（大阪版）の特集記事「語りあうページ不登校との戦い」での高木隆郎の回想による。また、高木隆郎「登校拒否と現代社会」（『児童青年精神医学とその近接領域』、1984年）にも、1950年代後半当時の「長期欠席」児の事情が述べられている。
- (7) 渡辺位「精神分裂病症状をていした脳器質障害児」、『児童精神医学とその近接領域』第3巻、1962年、P. 38～39。
- (8) 渡辺位「現象除去的治療でよいのか」、『児童青年精神医学とその近接領域』、1985年、P. 65。
- (9) 渡辺位『不登校のこころ 児童精神科医40年を生きて』、教育史料出版会、1992年、P. 92～96。
- (10) 渡辺位「登校拒否の治療 — 国立国府台病院の場合 —」、『季刊精神療法』、1977年、P. 259。
- (11) この問題については、前掲の河合洋の著作の「II 『登校拒否』はどのように考えられてきたか」という章でくわしく述べられている。また、筆者自身も児童精神医学とは別の立場から、修士論文「『公教育と子どもの関係をめぐる批判的考察 — 『不登校』と『専門家』支配の観点から —」の第3章（1995年1月17日提出）で検討を加えている。
- (12) 以上の「一次反応・二次反応」説については、渡辺位『子どもたちは訴える 病める社会で病む子ども』（勁草書房、1983年）の「2 登校拒否の病理（発現のメカニズム）とその対応」、註（10）の文献などを参照した。
- (13) 渡辺位編著『登校拒否 学校に行かないで生きる』、太郎次郎社、1983年、P. 29。
- (14) 伊藤和衛編『講座 公教育体系 1 公教育の理論』、教育開発研究所、1988年、P. 2 を参照。なお本稿では、ここで伊藤が「事実より」デ・ファクトウ (de facto) としての公教育と呼んだものを「現象としての公教育」、「理論より」デ・ユレとして公教育 (de jure) と呼んだものを、「公

- 教育の本質的側面」として、渡辺位の「不登校」論に添った形での表現に改めた。
- (15) 以上については、前掲『登校拒否学校に行かないで生きる』、P.14。
- (16) 渡辺位「これでよいのか登校拒否への対応 — 常識化した“登校正常論”を疑う」『児童心理』、1994年、P.834。
- (17) 以上については、同上、P.834～835を参照。
- (18) 以上、前掲『登校拒否 学校に行かないで生きる』、P.14参照。
- (19) 前掲『子どもたちは訴える 病める社会で病む子ども』、P.54。
- (20) 渡辺位「〈いじめ〉の背景」、『児童心理』1985年10月臨時増刊号、P.130～131。
- (21) 前掲『登校拒否 学校に行かないで生きる』、P.15～16参照。
- (22) 前掲『子どもたちは訴える 病める社会で病む子ども』、P.67～70参照。
- (23) 前掲『登校拒否 学校に行かないで生きる』、P.21～28参照。
- (24) 前掲『不登校のころ』 P.176～177。
- (25) 前掲『登校拒否 学校に行かないで生きる』、P.12～13参照。
- (26) 以上については、渡辺位他「国立国府台病院院内学級について」、『児童精神医学とその近接領域』、1967年、P.25参照。
- (27) 以上の事実については、前掲『不登校のころ』、P.104～113参照。
- (28) この調査結果については、前掲『子どもたちは訴える 病める社会で病む子ども』、P.51～52参照。
- (29) 前掲『不登校のころ』 P.102。また、『登校拒否 学校に行かないで生きる』でも、P.10～11において1955年ごろの小学生の「登校拒否」の子どもの当時の診察について語っているが、当時の診察について、渡辺自身は「性格テストをやったり脳波をとってみたり」「家族がおかしい」と考えたりしたが、今では「自分でもずいぶんバカなことをやったなあと思っています」と反省的に述べている。
- (30) この点については、『児童青年精神医学とその近接領域』（1992年）における日本児童青年精神医学会の「子どもの人権に関する委員会報告」（川端利彦委員長、P.75～103）において、稲村博の「不登校」論の問題点について詳細に事実確認の経過および学会としての見解が述べられている。
- なお、稲村博は政府の青少年問題審議会の委員や文部省の生徒指導資料の作成に協力した精神医学者であり、最近では1992年の「学校不応対策調査研究協力者会議」にも参加している。我々は、このような政府審議会や文部省の調査にどのような子どもの問題行動についての研究者が招かれているのかという点について、今後批判的な検討が必要とされるのではなかろうか。
- (31) 以上については、『児童精神医学とその近接領域』、1969年、P.349 および同誌、1970年、P.1～40を参照した。
- (32) 「〈学会改革委員会報告〉障害児教育の基本理念」『児童精神医学とその近接領域』、1970年、P.168～172を参照。
- (33) 渡辺位「小学校教育と精神医学」『臨床精神医学』、1974年、P.585。
- なお、このような形で、公教育において「問題の子ども」や「反制度的な子ども」の早期発見・対応のために、精神医学的な知識や方法を有する「専門家」を活用する制度を、筆者は前掲の修士論文において「公教育における〈子ども解釈装置〉」と名づけている。
- (34) 「登校拒否問題への対応について」（1992年9月24日付 各都道府県教育委員会教育長ほか宛 文部省初等中等教育局長通知）